

2 福保子保第 3 4 9 6 号
令和 2 年 1 1 月 1 9 日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 木村 総司
(公印省略)

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて

平素より、都の福祉保健施策の推進につきまして御協力をいただき、ありがとうございます。

私立保育所に対する委託費の経理等については、平成 2 7 年 9 月 3 日付府子本第 2 5 4 号、雇児発 0903 第 6 号「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下「経理等通知」という。）により取扱いが定められており、都では、平成 2 8 年 4 月 2 8 日付 2 8 福保子保第 4 0 4 号「「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて」（以下「平成 2 8 年 4 月 2 8 日付通知」という）にて、事務手続きの取扱いをお示ししているところです。

この度、別紙のとおり、はんこレス推進の観点等から、押印不要の様式へ見直しを行うとともに、電子データによる提出を原則とすること等を新たに定めたのでお知らせします。

各区市町村におかれましては、管内私立保育所へご周知いただき、各私立保育所において経理等通知及び本通知に基づき、必要な諸手続及び適正な保育所運営を行っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行に伴い、平成 2 8 年 4 月 2 8 日付通知は廃止します。

<本通知に関する問い合わせ先及び各協議書等の提出先>
東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課保育計画担当 各地区担当
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 1 2 8 (直通)

<委託費及び各種補助金に関する問い合わせ先>
東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課保育助成担当 各事業担当
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 1 2 9 (直通)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて

1 委託費による積立資産の取扱いについて

(経理等通知1(3)、(4)及び(6)関係)

(1) 予算計上

積立資産の積み立てを行うにあたっては、将来発生が見込まれる経費を見込んだうえで計画的に行うとともに、事前に収支予算に積立資産支出を計上すること。

(2) 積立目的以外に使用する場合の事前協議

各積立資産を積立目的以外に使用する場合は、以下の書類を提出し、事前に協議すること。

ア 積立資産取崩し(目的外使用)協議書(別紙様式1)

イ 取崩す目的や金額の内訳、所要額等が確認できる契約書・見積書等

ウ 前会計年度の当該保育所の会計の区分における決算書(貸借対照表、積立金・積立資産明細書等)

※ 経理等通知1(6)に基づく積立目的以外の取崩しについては、当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合、理事会による事前承認により行うこと。

※ 取崩しを行う前年度以前に、下記に掲げるアからオまでのいずれかの東京都の補助金の交付対象となっていた保育所が、経理等通知の各規定に従い各積立資産を取崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設(注)に限ること。

ア 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助について(保育所)(平成11年12月1日付11福子推第706号)」別紙「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)」に基づく東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金

イ 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)」(平成16年3月30日付15福子推第1424号)に基づく東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金

ウ 「東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱」(平成27年3月16日付26福保子保第2961号)に基づく東京都保育サービス推進事業補助金

エ 「保育サービス推進事業実施要綱」(平成27年8月28日付27福保子保第516号)に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金

オ 「保育サービス推進事業補助金交付要綱」(平成31年4月1日付31福保子保第28号)に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金

2 前期末支払資金残高の取崩しの事前協議について

(経理等通知3(1)及び(2)関係)

前期末支払資金残高の取崩しにあたっては、以下の書類を提出し、事前に協議すること。

- (1) 前期末支払資金残高の取崩し協議書（別紙様式2）
- (2) 取崩す目的や取崩し金額の内訳、所要額等が確認できる資料（法人本部の運営に要する経費の内訳や取崩し金額の積算方法が確認できる資料・契約書・見積書等）
- (3) 前会計年度の当該保育所の会計の区分における決算書（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表等）

※ 経理等通知3（2）に基づく前期末支払資金残高の取崩しについては、当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合、理事会による事前承認により行うこと。

※ 取崩しを行う前年度に、下記に掲げるアからエまでのいずれかの東京都の補助金等の交付対象となっていた保育所が、経理等通知の各規定に従い前期末支払資金残高を取崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設（注）に限ること。

- ア 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）」（平成16年3月30日付15福子推第1424号）
- イ 「東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱」（平成27年3月16日付26福保子保第2961号）に基づく東京都保育サービス推進事業補助金
- ウ 「保育サービス推進事業実施要綱」（平成27年8月28日付27福保子保第516号）に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金
- エ 「東京都子育て推進交付金交付要綱」（平成18年7月24日付18福保子支第139号）に基づく東京都子育て推進交付金を財源充当して区市町村が実施する、民間保育所に対する市町村単独運営費補助金
- オ 「保育サービス推進事業補助金交付要綱」（平成31年4月1日付31福保子保第28号）に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金

※ 経理等通知3（2）及び平成31年4月1日付30福保子保第6365号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」3（2）に対する東京都の取扱いについて」に基づき、当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

3 収支計算分析表の提出について （経理等通知5（2）関係）

経理等通知の5（2）①から④のいずれかに該当する場合は、以下の書類を提出すること。

- (1) 収支計算分析表（別紙様式3）
- (2) 収支計算分析表 提出事由確認票（参考様式）

4 協議等の方法

上記1及び2における協議書並びに上記3における収支計算分析表の提出については、保育所の所在する区市町村を経由して東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課にデータで提出すること（紙資料不要、押印不要）。

なお、法人本部の運営に要する経費に係る事前協議等の提出期限は、別途通知予定である。

5 適用日

本取扱いについては、令和２年１１月１９日から適用する。

(注) 「都外に所在する都民対象施設」とは、東京都外に所在する入所施設のうち、東京都と施設所在道府県との協定に基づき、入所定員の全部又は一定の割合について、東京都から措置された者、あるいは特別区及び東京都に存する区市町村が援護の実施者となっている者のみが入所する施設をいう。